

令和2年度  
在宅医療の需給バランス調査報告書（案）  
の説明資料

令和3年3月11日  
地域医療課

# 調査の目的

- ・ 高齢者人口は今後さらに増加することが見込まれ、それに伴い、在宅医療のニーズが高まることが予測される。
- ・ 在宅医療の需要と供給の現状を多角的に把握し、将来のニーズを推計することで、練馬区の在宅医療施策に活かす。

## 調査方法および調査対象

厚生労働省や東京都等の公表されたデータを区独自に集計・分析した。

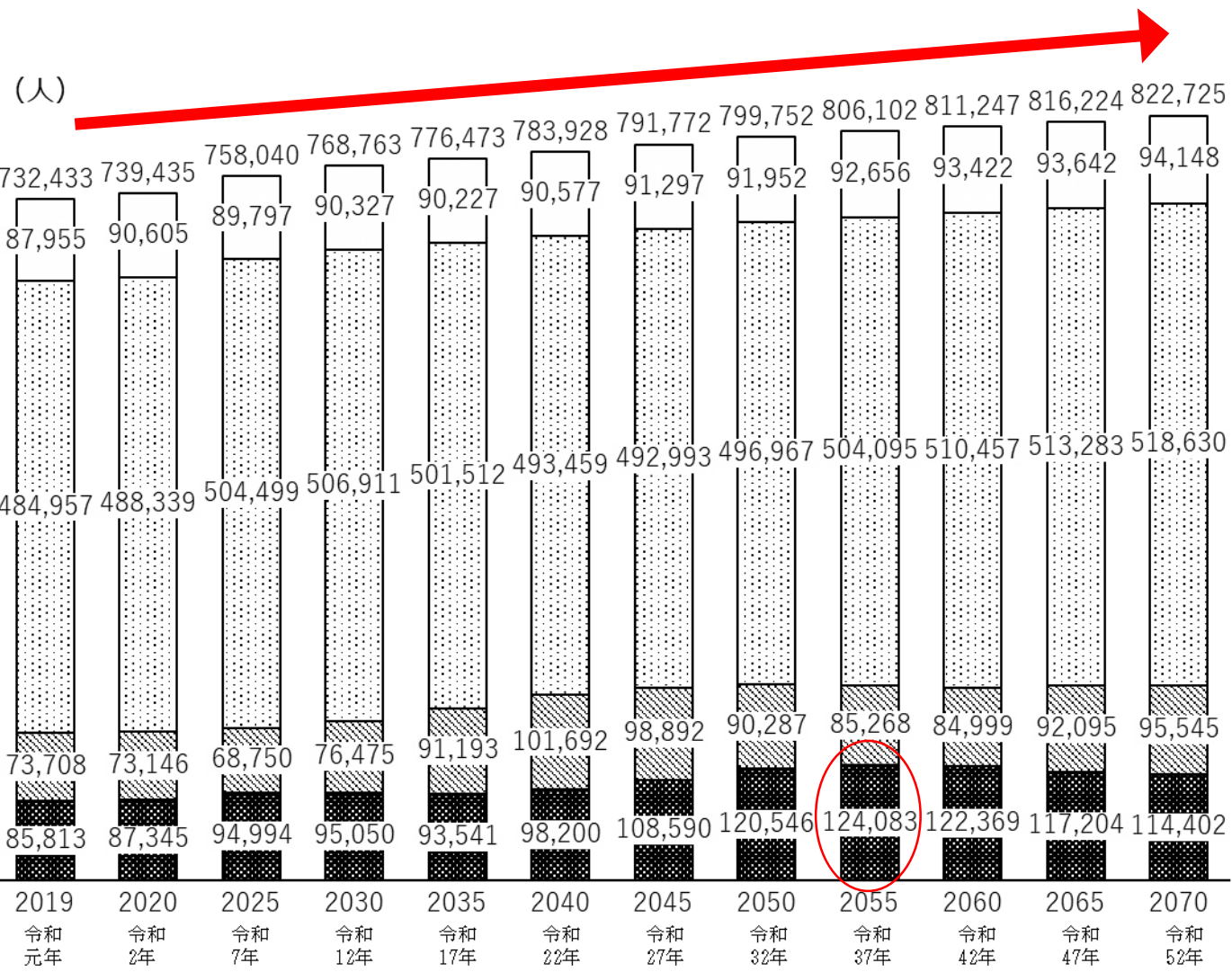
（主な調査対象データ）第4回NDBオープンデータ、後期高齢者レセプトデータ、東京都在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告、関東信越厚生局届出受理医療機関名簿など

# 練馬区の基本情報

	平成31（2019）年1月	令和2（2020）年1月
人口	732,433人	739,435人
高齢者数 (65歳以上)	159,521人	160,491人
高齢化率	21.8%	21.7%

練馬区人口統計（各年1月1日時点）より

# 練馬区の将来人口推計



- ・ 練馬区の総人口は増加傾向
- ・ 一方で75歳以上人口は令和37(2055)年にピークを迎える

# 医療機関による在宅療養

# 練馬区民および区内診療所の訪問診療の状況

	患者住所地 【区内】	患者住所地 【区外】	合計
医療機関所在地 【区内】	33,889回	27,399回 44.71%	61,288回
医療機関所在地 【区外】	27,739回 45.01%		
合計	61,628回		

令和元（2019）年度東京都在宅療養ワーキング資料より

- ・ 区民かつ区外の医療機関で受診と区外の方かつ区内の医療機関で受診がほぼ同数である  
⇒この調査では、区内医療機関による訪問診療回数を区民の訪問診療受療回数とみなす

# 75歳以上の人口10万人あたりの在宅医療（訪問診療、往診、在宅看取り）受療回数（月間）の比較

	練馬区	全国平均（再掲）
訪問診療	8043.07	7391.34
往診	1329.64	1072.87
在宅看取り	85.07	39.08

- ・練馬区の訪問診療および往診の受療回数は、全国平均を上回っている
- ・在宅看取りの回数は、全国平均に比べ2倍以上となっている

後期高齢者レセプトデータ（令和元（2019）年9月）、  
練馬区人口統計（平成31（2019）年1月）より

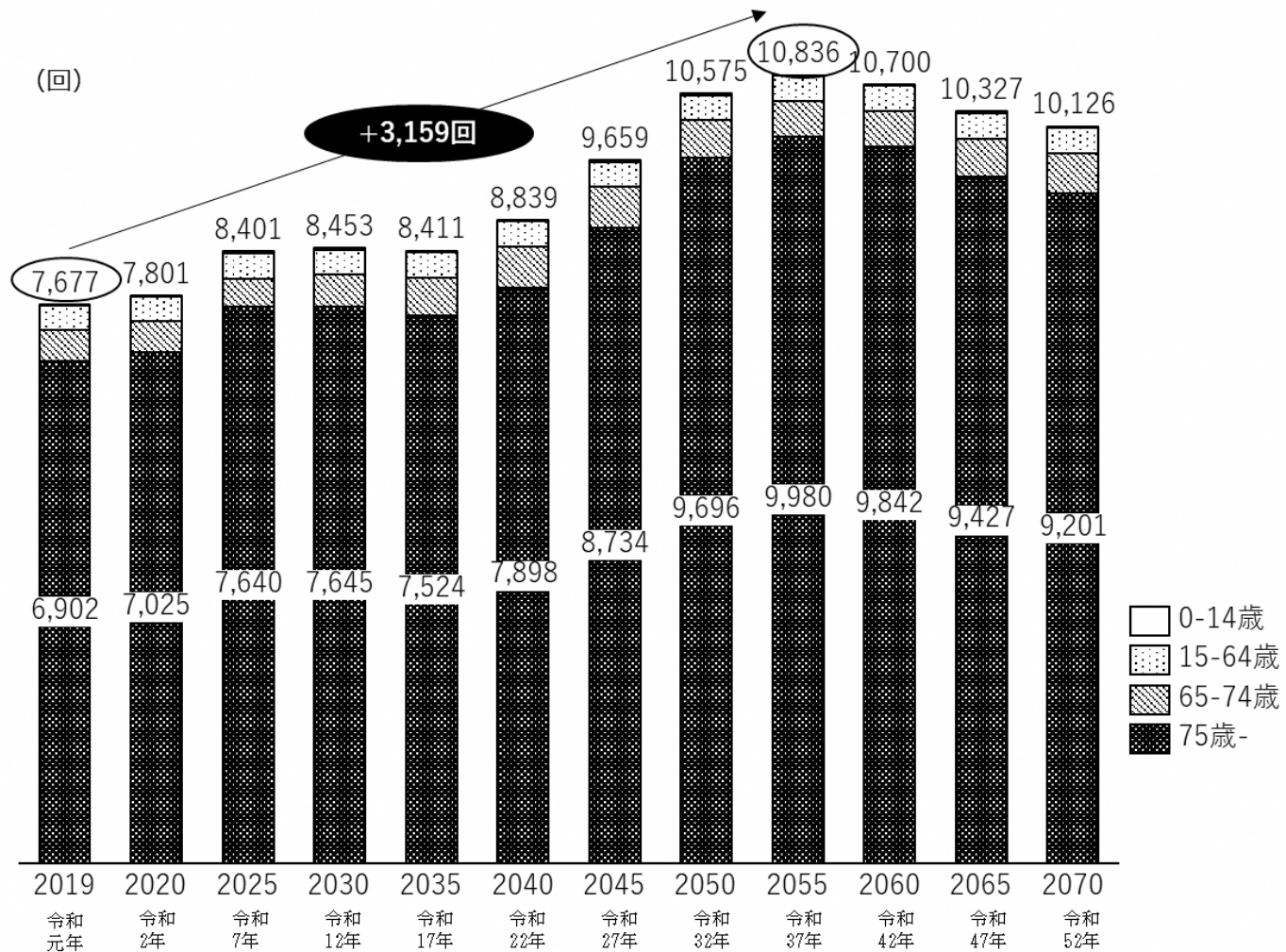


# 練馬区内の診療所数と在宅療養支援病院・診療所数の推移

	2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (令和元年)	2020 (令和2年)
在宅療養支援病院	3	3	3	3	3	4
在支病1	0	0	0	0	0	0
在支病2	3	3	3	3	3	3
在支病3	0	0	0	0	0	1
在宅療養支援診療所	77	77	67	71	75	76
在支診1	2	1	1	1	0	0
在支診2	17	20	20	24	28	30
在支診3	58	56	46	46	47	46
計	80	80	70	74	78	80
病院 (総数)	—	—	20	20	20	19
診療所 (総数)	—	—	499	495	504	529
計	—	—	519	515	524	548

・在宅療養支援病院・診療所は5年前と同数

# 練馬区民の訪問診療回数の推計（月間）



・令和37（2055）年には、令和元（2019）年に比べ3,159回多い、10,836回の需要が見込まれる

# 医療機関の分類（医師数・診療枠数別）

※月間訪問診療回数は1月あたり4週として算出

医師数	週あたり診療枠数	提供可能な月間訪問診療回数	
		最小値	最大値
1人医師	週1枠	1回/月	32回/月
	週2枠	33回/月	64回/月
	週3枠	65回/月	96回/月
	週4枠	97回/月	128回/月
	週5枠	129回/月	160回/月
2人医師	週6枠	161回/月	192回/月
	週7枠	193回/月	224回/月
	週8枠	225回/月	256回/月
	週9枠	257回/月	288回/月
	週10枠	289回/月	320回/月
3人医師	週11枠～15枠	321回/月	480回/月

## 【定義】

- ・ 1人の医師が1日在宅医療に従事 ⇒ 1枠
- ・ 1枠で提供可能な訪問診療回数は最大8回
- ・ 左表のとおり11分類

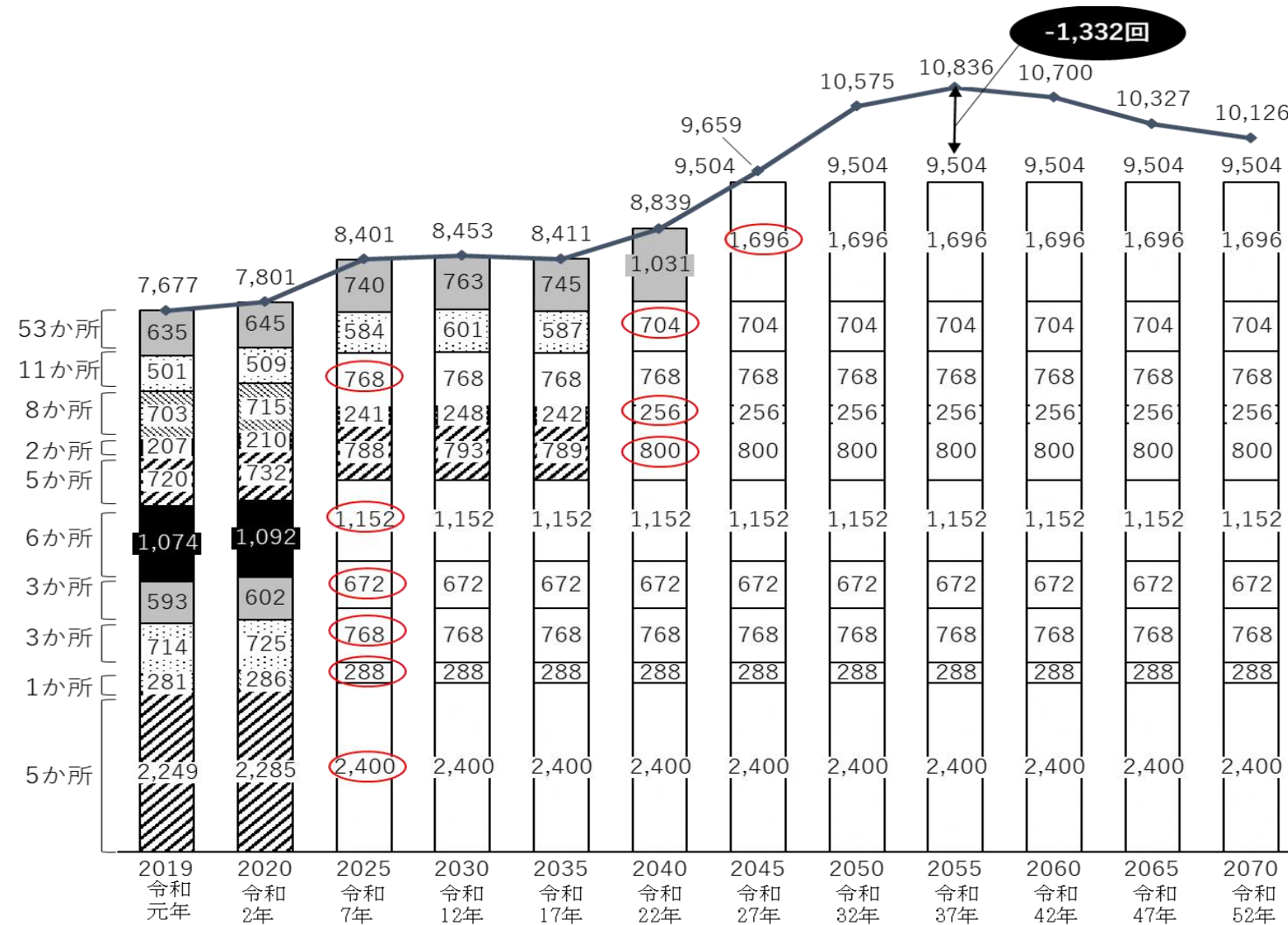
# 区内医療機関の訪問診療提供状況（月間・診療枠別）

（）内は総数に対する割合

診療枠数	訪問診療を提供する医療機関数 (A)	訪問診療回数 (B)	医療機関あたりの訪問診療回数 (C=B÷A)	医療機関あたりの月間訪問診療回数の最大値
週1枠	53	635 (8%)	12	32回/月
週2枠	11	501 (7%)	46	64回/月
週3枠	8	703 (9%)	88	96回/月
週4枠	2	207 (3%)	103	128回/月
週5枠	5	720 (9%)	144	160回/月
週6枠	6	1,074 (14%)	179	192回/月
週7枠	3	593 (8%)	198	224回/月
週8枠	3	714 (9%)	238	256回/月
週9枠	1	281 (4%)	281	288回/月
週10枠	0	0 (0%)	0	320回/月
週11枠～15枠	5	2,249 (29%)	450	480回/月
合計	97	7,677 (100%)	—	—

# 練馬区内の在宅医療の需要量の変化と供給量の変化の推計

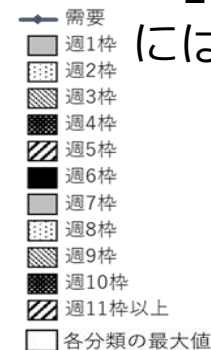
※今後、区内の訪問診療を提供する医療機関数および診療枠数は変化しないものと仮定



折れ線グラフ…需要量の変化  
棒グラフ…供給量の変化

※供給量は診療枠の最大値に達するまで、需要量に応じて増加する

- ・令和27（2045）年には需要量が供給量を上回る
- ・令和37（2055）年には、月間1,332回の訪問診療が不足する
- ・11分類のうち6分類が令和7（2025）年には供給量の限界に達する



## 訪問看護による在宅療養

## 区内の訪問看護利用者数 ( ) 内は総数に対する割合

	推計値 (割合)	人口1万人あたり利用者数
医療保険	2,719 (39%)	36.8
介護保険	4,214 (61%)	57.0
総数	6,933 (100%)	93.8

- ・ 総数6,933人
- ・ 医療保険が約4割
- ・ 介護保険が約6割

訪問看護ステーション連絡会資料（令和2年（2020）.10月時点）、  
介護保険状況報告（令和2年（2020）.10月時点）、  
練馬区人口統計（令和2（2020）年1月1日時点）より

# 練馬区内の訪問看護事業所数

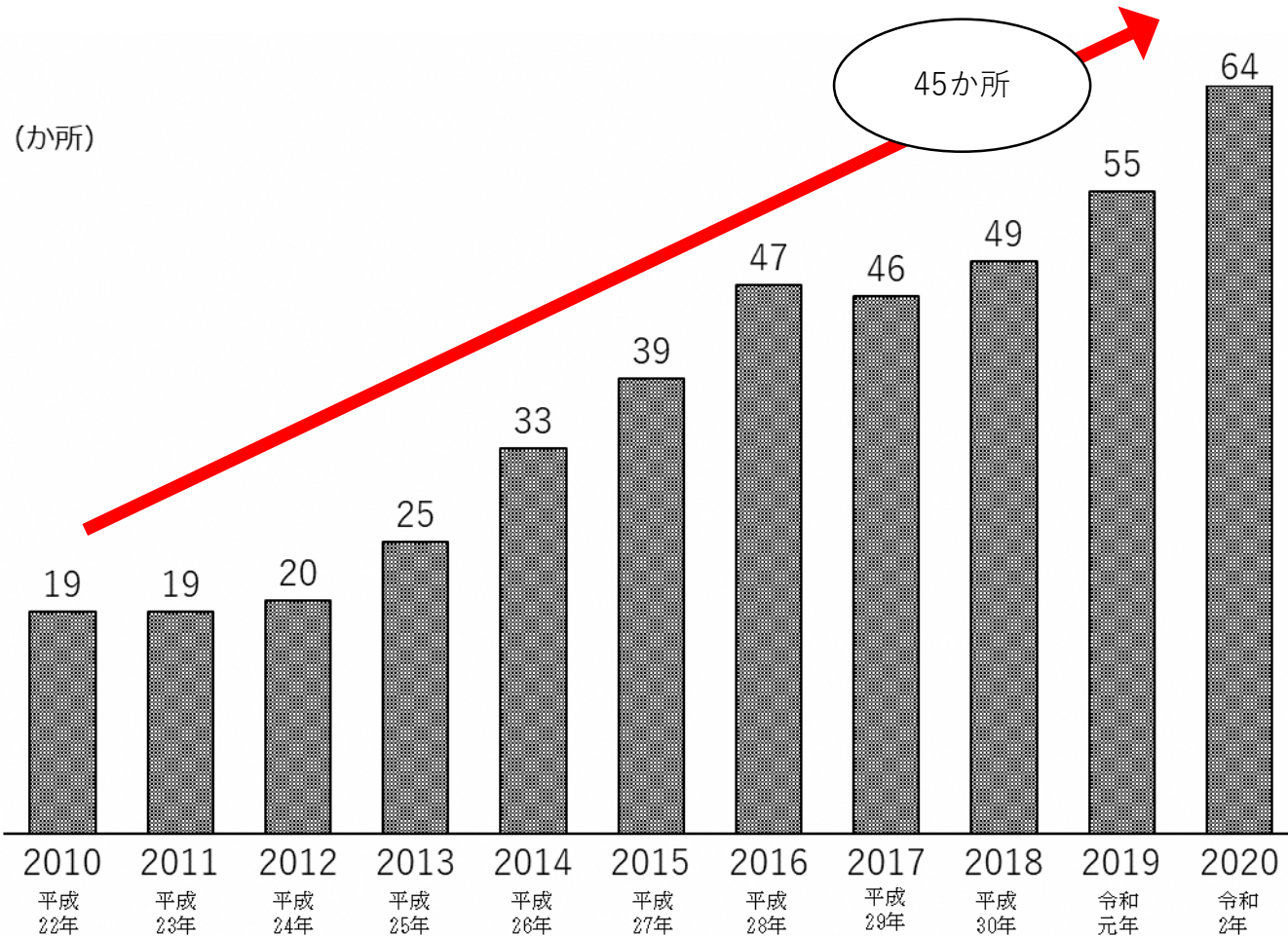
訪問看護事業所数	令和2年（2020）年 4月時点
訪問看護事業所	64か所
精神疾患への対応可能な事業所数	43か所
24時間対応が可能な事業所数	45か所
機能強化型訪問看護ステーション	0か所

- ・区内には現在64か所の訪問看護事業所がある

関東信越厚生局届出受理指定訪問看護事業所名簿（令和2（2020）4月1日時点）より



# 練馬区内の訪問看護事業所数の推移



関東信越厚生局訪問看護事業所名簿より

- ・訪問看護事業所の数は10年間で45か所増加している

# 人口10万人あたりの訪問看護事業所数の比較

訪問看護事業所数	練馬区	東京都23区
訪問看護事業所	8.7	9.0
精神疾患への対応可能な事業所数	5.8	6.6
24時間対応が可能な事業所数	6.1	8.0
機能強化型訪問看護ステーション	0.0	0.4

- ・練馬区は人口10万人あたりの訪問看護事業所数が東京都23区平均をやや下回っている
- ・24時間対応が可能な事業所数は東京都23区平均と比べ1.9か所少ない

関東信越厚生局届出受理指定訪問看護事業所名簿令和2（2020）年4月1日時点、  
練馬区人口統計 令和2（2020）年1月1日時点、  
住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町庁別・年齢別）令和2（2020）年  
4月1日時点より

# 訪問看護事業所1か所あたりの利用者数

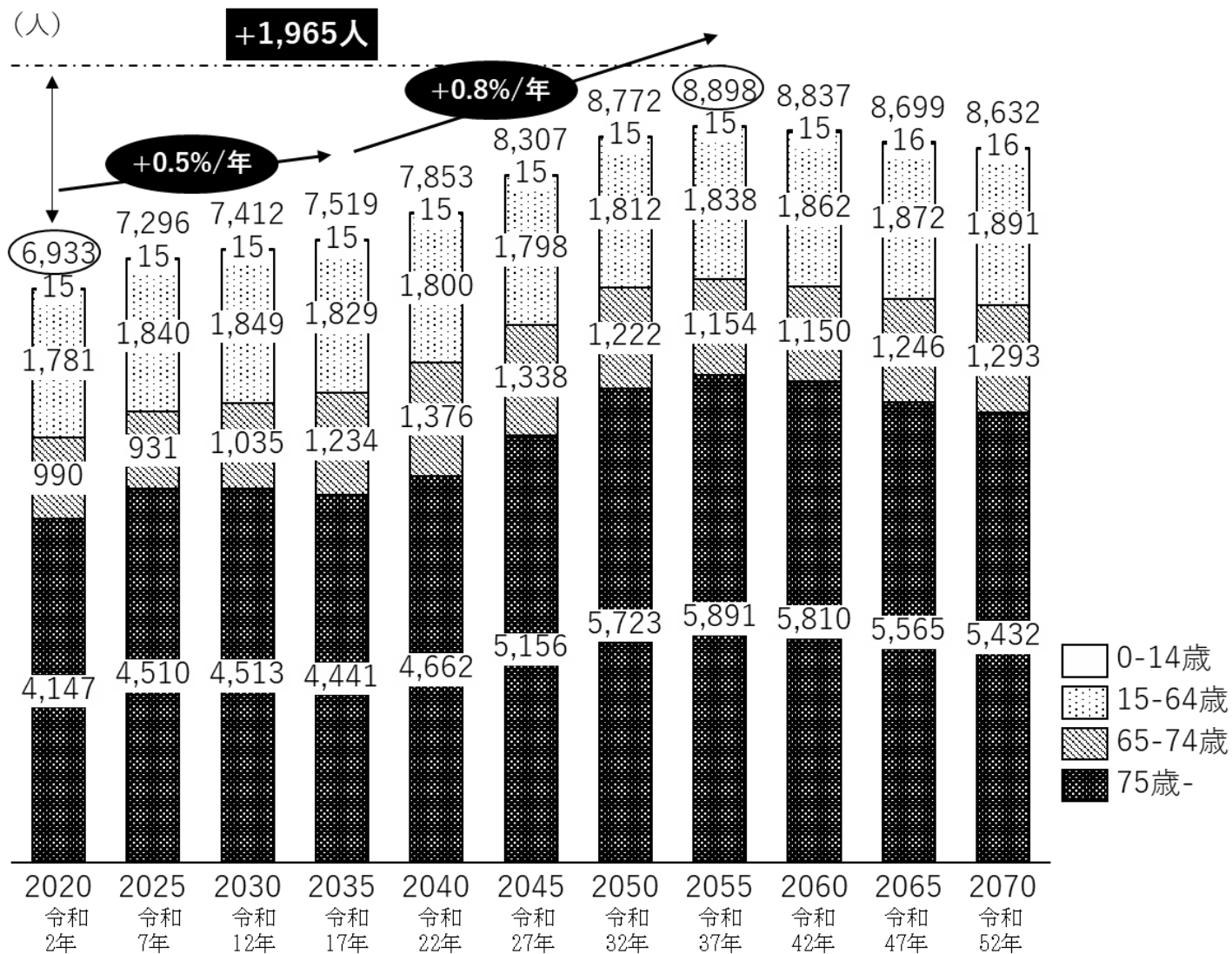
訪問看護事業所数	64か所	A
訪問看護利用者数 (見込み) ※	6,933人	B
1事業所あたり利用者数	108人/か所	$C=B \div A$

- ・ 1事業所あたりの利用者数は108人

関東信越厚生局届出受理指定訪問看護事業所名簿令和2（2020）年4月1日時点より

※訪問看護利用者数（見込み）…2020年の訪問看護利用者数は、年齢別訪問看護利用者割合を年齢別人口推計に掛け合わせて算出した。

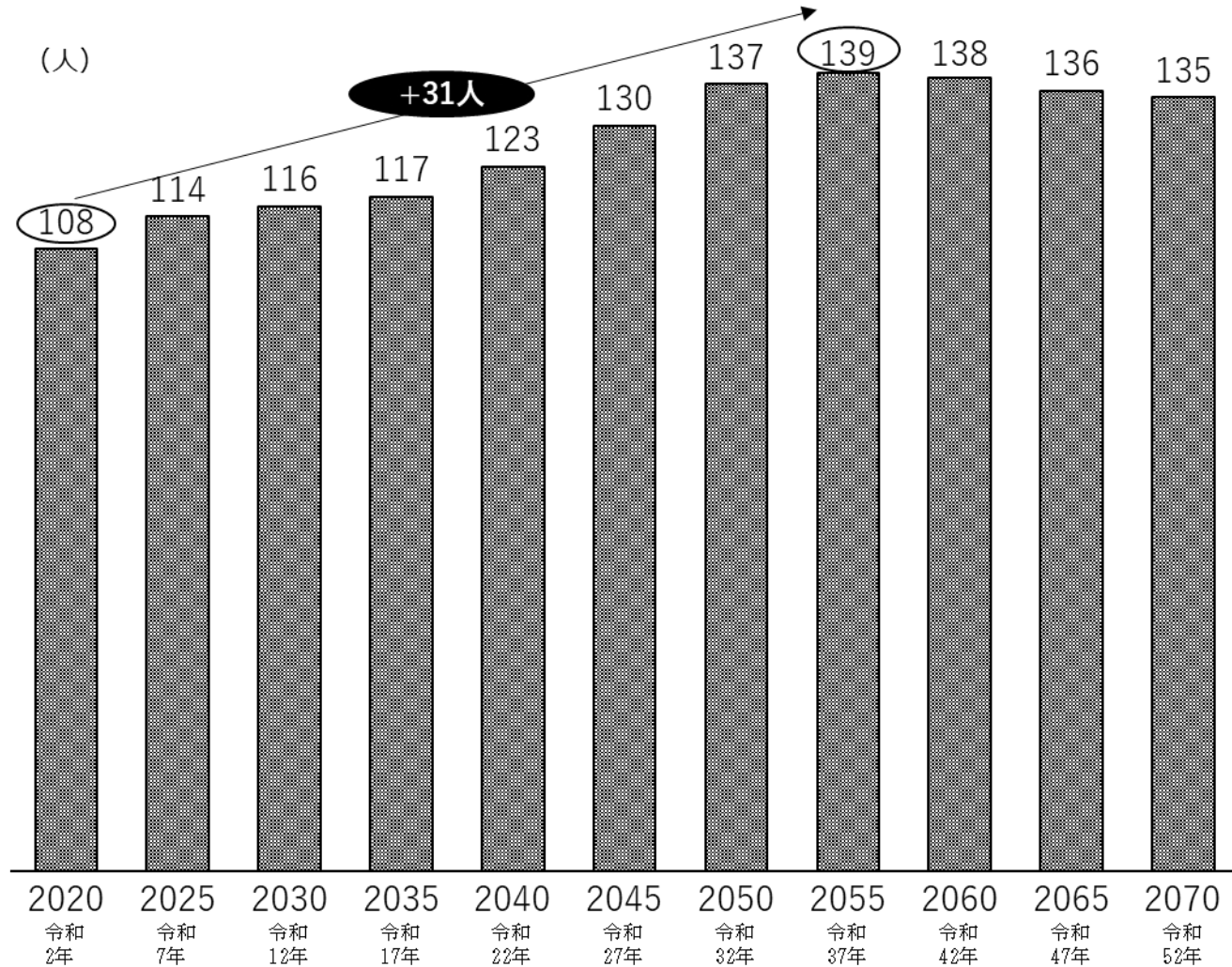
# 年齢別訪問看護利用者数推計（月間）



・訪問看護利用者数は令和37（2055）年に最大となり、令和2（2020）年よりも1,965人多い、8,898人となる。

訪問看護ステーション連絡会資料より

# 訪問看護事業所あたりの利用者数の将来推計 (訪問看護事業所数が64か所で一定)

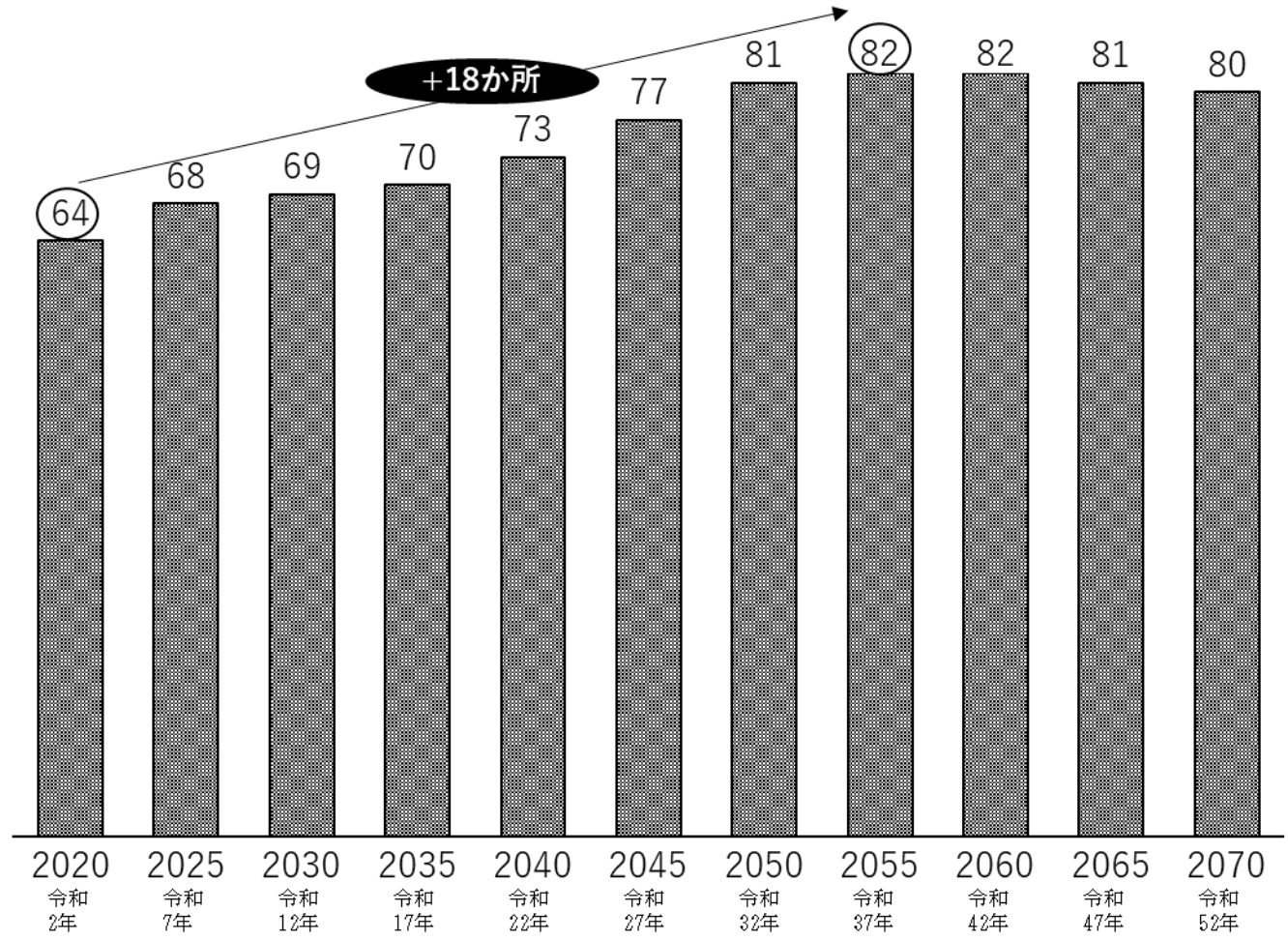


- ・ 1事業所あたりの利用者数は令和37（2055）年には令和2（2020）年から31人増加して139人となる。

# 訪問看護事業所の必要数の推計

(訪問看護事業所あたりの利用者数が108人で一定)

(か所)



・令和37(2055)年には令和2(2020)年より18か所増加して82箇所の訪問看護事業所が必要となる

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護による対応を除いての推計

# 今後に向けた考察

## 診療所

- ・令和37（2055）年にかけて訪問診療の需要量は増加する
  - ・一方で診療所・病院および在宅療養支援病院・診療所の数はほぼ横ばい
  - ・このままでは令和27（2045）年に、訪問診療の需要量が供給量を上回り、令和37（2055）年には、月間約1,332回分の訪問診療が不足する
- ⇒医療機関の規模や在宅療養支援病院・診療所の届出の有無に関わらず、在宅医療に参入する医療機関の増加が求められる

## 訪問看護

- ・訪問看護利用者数は令和17（2035）年から令和37（2055）年にかけて急増する
  - ・区内訪問看護事業所数は増加傾向にある
  - ・一方で24時間対応や機能強化型訪問看護事業所数は東京都平均を下回っている
  - ・在宅医療に参入する医療機関の増加には、24時間対応の訪問看護事業所が不可欠である
- ⇒訪問看護事業所が24時間対応可能となるように、現状と課題についてさらに実態調査を行う必要がある。
- ⇒訪問看護の提供は、訪問看護ステーションのみならず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護とあわせて推計することが必要である。